

長野広域連合監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施しましたので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和3年9月30日

長野広域連合監査委員	西島	勉
同	佐藤	武雄

第1 監査の対象及び期日

監査の対象及び期日は、次表のとおりである。

月 日	対 象
8月17日	豊岡荘、戸隠中央デイサービスセンター、戸隠在宅介護支援センター
	養護・特養松寿荘、若槻デイサービスセンター
8月18日	須坂荘、事務局福祉課（施設管理費）
	(仮称)B焼却施設(現場確認)
	はにしな寮
8月20日	エコパーク須坂（現場確認）
	小布施荘
	矢筒荘
8月24日	事務局総務課(議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、選挙管理委員会事務局含む)
	久米路荘、信州新町デイサービスセンター
	事務局福祉課(老人ホーム入所判定委員会費、認定審査会費)、事務局環境推進課

第2 監査の方法

令和2年度、令和3年度の財務に関する事務の執行が関係法令にのっとり適正かつ効果的に行われているか、また、予算の執行等が合理的かつ効果的に行われているかを主眼として、全所属を対象にあらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係職員から説明聴取を実施するとともに、監査重点項目及び監査項目を設定し、関係書類の監査を実施した。

【監査重点項目】

- 1 老人福祉施設の利用者預り金及び現金等の取扱いに関する事務
- 2 備品の管理に関する事務
- 3 介護報酬・手数料・補助金等の収入に関する事務

【監査項目】

- 1 収入に関する事務
- 2 支出に関する事務
- 3 契約に関する事務

第3 監査の結果

財務に関する事務の執行等については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。改善を要する事例については、次のとおりである。

1 契約に関する事務

- (1) エアコンフィルター清掃業務委託請書に基づく、業務完了届において、報告先が長野市長加藤久雄と記載されていた。

長野市契約規則第48条に基づき適正な事務処理をされたい。

【小布施荘】

- (2) 契約に関する支出負担行為の起案において、決裁年月日漏れが散見された。行政情報取扱規定第23条に基づき、適正な文書の管理をされたい。

【矢筒荘】